

合葬式墓地の合祀について（お知らせ）

平素から市営墓地を御利用いただき厚くお礼申し上げます。

現在、御利用いただいている合葬式墓地について、以下の利用許可を受けている方は、御遺骨をお預かりしてから間もなく20年が経過します。今後は、規定（※）により合祀となりますのでお知らせいたします。

なお、合祀後は、御遺骨の返還が出来なくなりますので御留意ください。また、合祀された御遺骨は、そのまま合葬式墓地内に埋蔵されます。

現在、御遺骨をお預かりしていない方で、利用許可日から20年を経過してからの埋蔵は、遺骨をお預かりした後、順次合祀になりますので併せてお知らせいたします。

利用許可日：平成17年 3月 1日の方

期間経過日：令和7年 3月 1日にて合祀

利用許可日：平成17年 4月 1日の方

期間経過日：令和7年 4月 1日にて合祀

※さいたま市墓地及び納骨堂規則抜粋

（合葬式墓地の埋蔵等）

第11条の2 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場所に思い出の里市営霊園の合葬式墓地利用者の焼骨を埋蔵するものとする。

- (1) 利用の許可を受けた日から20年間 合葬式墓地内の納骨施設
 - (2) 前号に規定する期間を超えたとき 市長が指定する合葬式墓地内の場所
- 2 前号第2号の規定により埋蔵された焼骨は、返還しない。

さいたま市思い出の里市営霊園事務所